

書類審査

小論文

面接

※詳細につきましては、本学入試事務局へお問い合わせください。

★ 出願資格

以下の1)～3)いずれかと4)に該当する人。

- 1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ)を2026年3月までに卒業、または卒業見込みの人。
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した人、または2026年3月修了見込みの人。
- 3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人、または2026年3月31日までにこれに該当する見込みの人。
- 4) 本学を志望する専願者。

※調査書の全体の学習成績の状況の基準は問いません。